

# ISACA 日本支部協同推進機構規程

## 第1章 総則

### 第1条（定義）

ISACA 日本支部協同推進機構（以下、「推進機構」）は、日本で活動する ISACA 各支部（以下、「各支部」）の代表によって構成される。

### 第2条（目的）

推進機構は、各支部からの委託を受けて日本における以下の活動を協同して推進する。

- 1) ISACA 国際本部の専門資格に関連する各支部所属会員に対する日本共通の情報提供や各種会員支援を行う。
- 2) ISACA 国際本部の専門資格に関連する共通的な情報を日本語化し、会員・非会員に提供する。
- 3) ISACA 国際本部の専門資格に関連する政府機関、他団体や教育機関等に対する共通的な活動を行う。
- 4) ISACA 国際本部の専門資格に関連する知識と能力を高めるための日本共通の教育活動を行う。
- 5) ISACA 国際本部の専門資格に関連する現状と展望についての調査研究を行う。
- 6) 日本における支部新設に係わる支援を行う。
- 7) その他、ISACA 活動の目的を達成するために必要な日本共通の活動を行う。

## 第2章 推進機構

### 第3条（構成）

推進機構は、以下の組織をもって構成する。

- 1) 理事会
- 2) 運営委員会
- 3) 事務局
- 4) タスクフォースチーム

## 第3章 理事会

### 第4条（構成）

理事会は、各支部の理事会をもって構成する。

2. 理事会は、国際本部の各種委員会等のメンバー、東京支部アドバイザーコミッティの委員、あるいは外部の専門家から顧問を選任し、審議事項について助言を受けることができる。但し、顧問は議決権を有しない。

### 第5条（理事会の決定・承認事項）

理事会は、以下の事項についての審議・承認を行う。

- 1) 年度の業務計画、予算計画並びに各支部の費用分担
- 2) 年度の業務並びに予算の執行状況
- 3) 運営委員の任命・罷免

### 第6条（理事会議の開催・運営）

1年ごとに各支部が持ち回りで担当する。

2. 会議の招集は、当該年度の担当支部が行なう。
3. 担当支部は、会議開催予定日の10日前までに文書(電子的手段を含む)で通知する。
4. 会議の議長は、担当支部の会長が行う。担当支部会長に事故ある時は、当該支部の会長代行規定による。
5. 会議は、構成する全支部の出席をもって成立する。委任は認めない。
6. 会議は、各支部が1議決権を持ち、決議は全会一致による。
7. 議事録作成等は担当支部が行う。
8. 議長が適切と認めた場合は、文書(電子的手段を含む)による理事会を開催できる。

9. 議長が適切と認めた場合は、顧問、運営委員、タスクフォースチーム、各支部の会員をオブザーバーとして参加させることができる。

#### **第7条（定期理事会議）**

定期理事会は、年に一回開催する。

2. 定期理事会では、運営委員の任命を行う。

#### **第8条（臨時理事会議）**

臨時理事会は、一つ以上の支部から特定の議題について要求があった時に開催する。

### **第4章 運営委員会**

#### **第9条（構成）**

運営委員会は、議長、副議長、役員により構成される。

#### **第10条（選任・罷免）**

運営委員会の構成員は、以下の手続きにより選任される。

- 1) 理事会は、定期理事会議前に各支部理事会に対して3名を上限として、会員の中から委員候補の推薦を求める。
  - 2) 定期理事会議において、推薦された委員候補の適任性を審議し、任命する。
  - 3) 任命された委員は、議長1名、副議長若干名を互選により選任し、その結果を理事会に報告する。
2. 委員が支部会員でなくなった場合は同時に且つ、自動的に委員を解任する。
  3. 理事会は、委員を罷免することができる。罷免に伴う委員の補充の要否は理事会が決定する。

#### **第11条（任期）**

運営委員の任期は、選任後、次の定期理事会終了時までの一年間とする。ただし、定期理事会議で後任者が選任されない場合には、この限りでは無い。なお、再任は妨げない。

#### **第12条（職務・委員会議の運営）**

翌年度の業務計画ならびに予算計画を策定し、理事会へ審議を付託したうえで、12月末迄に承認を得る。

2. 理事会にて承認された年度業務計画、予算計画に基づき業務を執行する。
3. 定期理事会に出席し、前年度の業務執行並びに予算執行に関する報告を行う。
4. 事務局並びにタスクフォースチームを組成し、各種業務を行わせる。
5. 原則として3か月毎に運営委員会議を開催し、業務推進方法の協議と執行状況の進捗を確認する。
6. 運営委員会議は構成員の過半数の出席をもって成立するものとし、所定の手続きを経た委任を認める。
7. 議長が適切と認めた場合は、文書(電子的手段を含む)による運営委員会議を開催できる。
8. 運営委員会議の決議は、特別に定めのある場合を除き、出席者の多数決による。但し、文書(電子的手段を含む)による場合は構成員の多数決による。賛否同数の場合には、議長がこれを決定する。
9. 議長が適切と認めた場合は、理事会(各支部理事)及び顧問を運営委員会議に参加させることができる。

#### **第13条（議長）**

議長は、以下事項を所管する。

- 1) 運営委員会議の議長
- 2) 運営委員会が担当する諸業務、及び諸組織・要員の統括
- 3) 委員会の統括者として行うべき事項または理事会より委任された事項

#### **第14条（副議長）**

副議長は、議長を補佐して業務を行うほか、議長に事故あるときはその職務を代行する。代行順位は、運営委員会議で決定するものとする。

2. 運営委員会議での決定に基づき、事務局や各タスクフォースの業務を所管する。

#### **第15条（役員）**

役員は、議長並びに副議長を補佐して業務を行う。

2. 運営委員会議での決定に基づき、事務局や各タスクフォースの業務を所管する。

### **第5章 事務局**

## 第16条（目的）

運営委員会は、各種事務を所管する組織として、事務局を置く事が出来る。

## 第17条（選任）

事務局担当は、運営委員会議での審議に基づき、各支部会員の中から選任される。支部会員でなくなった事務局担当は、自動的にその職を解任される。

## 第18条（任期）

事務局担当の任期は、運営委員会の指名並びに本人の受諾をもって開始し、後任者の選任をもって終了する。

## 第19条（職務）

事務局を所管する運営委員会の指示に基づき、以下の業務を担当する。

- 1) 推進機構の運営に係わる会計及び一般事務
- 2) 推進機構の運営に係わる各種書類の保管・管理
- 3) 推進機構の運営に係わる資金(現金・預金)の保全・管理
- 4) 推進機構の会計監査に係わる諸業務

## 第6章 タスクフォースチーム

### 第20条（構成）

タスクフォースチームは、リーダー、サブリーダー、委員により構成される。

### 第21条（目的）

運営委員会は、特定業務の推進のためにタスクフォースチームを組成し、業務を所管させる事が出来る。

2. 組成したタスクフォースチームは、チーム名、目的、活動期間、メンバーを当規程の別紙として明示する。

### 第22条（選任）

タスクフォースチームのメンバーは、運営委員会議での審議に基づき、各支部会員の中からリーダー、サブリーダー、委員の役割を規定されたうえで選任される。

2. 運営委員会は、外部の専門家等からアドバイザーを選任し、各タスクフォースチームへの助言を受ける事が出来る。但し、アドバイザーは議決権を有しない。

### 第23条（任期）

タスクフォースチーム要員の任期は、運営委員会の指名並びに本人の受諾をもって開始し、当該タスクフォースチームの活動終了或いは後任者の選任をもって終了する。

### 第24条（タスクフォースチームの構成と職務）

リーダーは、運営委員会により定められた自らの職責と権限に基づき、担当タスクフォースチームの各種企画・業務執行を行う。

2. リーダーを補佐する職制として、必要によりサブリーダーをおく事ができる。サブリーダーはリーダーを補佐し、担当業務を推進する。
3. 委員は、リーダー、サブリーダーの指揮の下、担当業務を推進する。
4. タスクフォースチームでの決議は、特別に定めのある場合を除き、当該チーム構成員の多数決による。文書(電子的手段も含む)による決議も認める。賛否同数の場合には、リーダーがこれを決定する。

## 第7章 会計

### 第25条（会計年度）

推進機構の会計は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。ただし、理事会により特別の決定が行われた場合には、これに従う。

### 第26条（支部負担金・決算報告）

推進機構の活動資金は、原則的に各支部からの拠出金による。各年度の拠出要請金額は、理事会において決定する。

2. 各支部からの拠出金は、原則、各支部の年次総会時における会員数に基づき決定される。ただし、理事会により特別の決定が行われた場合には、これに従う。

3. 運営委員会は、年度終了後、会計決算を行い理事会へ報告し、承認を得る。

#### **第 27 条（会計監査）**

理事会は、会計決算の結果について当該年度の議長担当支部の監査委員に監査を委託する。報告された監査結果に基づき、運営委員会に対して、指摘事項の是正を求める。

### **第 8 章 規程の改廃**

#### **第 28 条（規程改廃の提案者）**

各支部の会長は、当該支部理事会での審議を経て、本規程の改廃を理事会に提案することができる。

2. 運営委員会の議長は、運営委員会での審議を経て、本規程の改廃を理事会に提案することができる。

#### **第 29 条（改廃の手続）**

理事会議の議長担当支部は、改廃の提案があった場合には、次の理事会の 20 日前までに、理事会を構成する支部の会長に対して文書で改廃理由と改廃案を通知する。

#### **第 30 条（規程改廃の決定）**

規程の改廃は、理事会の全会一致により決定し、決議された日から発効する。

付則

1 この規程は、従来の「ISACA 日本支部合同理事会規定」に代わるものとして制定する。従って、支部制定の定款等において同規定としている場合には、本規程として読み替えるものとする。

制定 2009 年 7 月 11 日

（改訂履歴）

第 1 回改訂 2010 年 7 月 3 日